

令和 2 年

第 2 回市議会定例会 議案第 6 号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 3 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成 1 2 年函館市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（）」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号，個人番号カード，特定個人情報の提供等に関する省令（）」に，

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第 29 条第 1 項の規定に基づく新たな個人番号カードの交付（市長が定めるやむを得ない事由による交付を除く。）	1 通につき
---	--------

を

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号，個人番号カード，特定個人情報の提供等に関する省令第 29 条第 1 項の規定に基づく新たな個人番号カードの交付（市長が定めるやむを得ない事由による交付を除く。）	1 件につき
---	--------

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部改正に伴う規定の整備等をするため